

保険の対象とならない分野の扱いについて

○ 保険の加入等が義務付けされている制度において、保険の対象とならない分野の扱いは以下のとおり。

制度名	保険の対象とならない分野	保険の対象とならない分野に対する政府等による措置		保険、政府等措置の何れにも救われない分野
		分野	措置内容	
自賠責	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者又は保険契約者の悪意 ひき逃げ 無保険 	同 左	政府保障事業 (賦課金を政府が徴収して運営 <自動車損害賠償補償事業特別会計>)	なし
原子力	①地震、噴火、津波 ②正常運転（現在の知見で正常と考えていても損害が発生する場合） ③発生後10年以降の請求 ④賠償措置額を超える場合 ⑤社会的動乱 ⑥異常に巨大な天災地変 (・故意等) (・無保険)	①地震、噴火、津波	政府補償契約 (補償料を政府が徴収して運営 <一般会計>)	(・故意等) (・無保険)
		②正常運転 ③発生後10年以降の請求	必要な場合は、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内で政府が援助 <原賠法第16条>	
		④賠償措置額を超える場合		
タンカ一油濁	<ul style="list-style-type: none"> 戦争、内乱、暴動 異常な天災地変 第三者の悪意 信号施設の管理瑕疵に起因 責任限度額を超える場合 (・故意等) (・無保険) 	<ul style="list-style-type: none"> 責任限度額を超える場合 (・故意) (・無保険) 	国際条約に基づく国際基金（石油会社の拠出による）より一定額の補償を実施	<ul style="list-style-type: none"> 戦争、内乱、暴動 異常な天災地変 第三者の悪意 信号施設の管理瑕疵に起因 国際基金の上限額を超える場合
狩猟	(・故意を含めた一般的な損害保険の免責) (・無保険)	なし	なし	(・故意を含めた一般的な損害保険の免責) (・無保険)
LPG	(・故意を含めた一般的な損害保険の免責) (・無保険)	なし	なし	(・故意を含めた一般的な損害保険の免責) (・無保険)

[参考] 民間保険事業の対象外の分野に対する政府措置

<自賠責のスキーム図>



<原子力のスキーム図>

